

公益社団法人日本コンクリート工学会北海道支部功績賞授与規程

平成14年5月13日制定

平成18年5月16日改定

平成20年5月13日改定

平成23年5月10日改定

平成29年4月5日改定

(総則)

第1条 公益社団法人日本コンクリート工学会北海道支部功績賞（以下「功績賞」という）の授与は、この規程による。

(受賞資格)

第2条 功績賞を授与される者は、原則として北海道内在住の公益社団法人日本コンクリート工学会会員であり、次のいずれか、または両者に該当する者の中から選ばれる。

(1) 北海道のコンクリート工学の発展に著しい貢献をしたと認められる者。

(2) 日本コンクリート工学会北海道支部の発展に著しい貢献をしたと認められる者

2. 功績賞は、本賞の既受賞者には重ねて授与しない。

(受賞候補者の推薦)

第3条 功績賞の受賞候補者の推薦は支部執行委員からによるものとし、公募は行なわない。

2. 推薦を行おうとする者（以下「推薦者」という）は、所定の様式による推薦書1部を日本コンクリート工学会北海道支部事務局に提出する。その際、別に審議に必要な資料を添付することを妨げない。推薦書には候補者の略歴、主要業績、その他必要な事項を記載する。

3. 受賞候補者の推薦は、推薦締切の2か月前までに開催される支部執行委員会において支部長より依頼する。

4. 推薦の締切は、原則として翌年1月20日17時までとし、1月20日が土曜、日曜、祝日の場合は、直前の平日とする。ただし、支部執行委員会は、特別な事情がある場合には締切期日を定めることができる。

(受賞候補者の選考)

第4条 功績賞の受賞候補者を選考するために、公益社団法人日本コンクリート工学会北海道支部功績賞選考委員会（以下「選考委員会」という）をおく。

2. 選考委員会は、委員7名以内で構成する。

3. 委員は、支部長を除く支部執行委員の中から支部長が委嘱する。ただし、推薦者あるいは受賞候補者は委員になることができない。

4. 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

5. 選考委員会の委員長は、委員の互選による。

6. 選考委員会は推薦書および添付された資料に基づき受賞候補者を選考する。その際、推薦書の内容について選考委員会は推薦者に説明を求めることができる。

7. 選考委員会の委員長は委員会の選考経過、受賞候補者の選考結果および選考理由を4月開催の支部執行委員会に報告する。

(受賞者の決定、授与の時期・方法)

第5条 受賞者は選考委員会の推薦を受けて支部執行委員会で決定し、支部総会において表彰する。

ただし、該当する者がいない場合は、功績賞の授与は行わない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、選考委員会が発議し、支部執行委員会で審議し、決定する。

2. この規程に定められていない運用に関する事項については、支部執行委員会にて決定する。

(付則) この改定規程は、平成29年4月5日から施行する。

以 上